

**平成20年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成20年9月11日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第1 報告第15号 専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第2 議案第69号 七戸町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第70号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第71号 七戸町報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第72号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第73号 七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第74号 七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第76号 工事請負契約の締結について（北調整池建設工事）
- 日程第10 議案第77号 工事請負契約の締結について（東調整池建設工事）
- 日程第11 議案第63号 平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第64号 平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第66号 平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第67号 平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 決算審査特別委員会審査報告
議案第68号 平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第16号 平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 陳情第6号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求める陳情書
- 日程第19 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

- 日程第20 発議第5号 非核平和自治体宣言決議
日程第21 発議第6号 七戸町議会会議規則の一部を改正する規則について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第15号 専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第2 議案第69号 七戸町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第70号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第71号 七戸町報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第72号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第73号 七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第74号 七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第75号 町道路線の認定について
日程第9 議案第76号 工事請負契約の締結について（北調整池建設工事）
日程第10 議案第77号 工事請負契約の締結について（東調整池建設工事）
日程第11 議案第63号 平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第64号 平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第65号 平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第66号 平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第67号 平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 決算審査特別委員会審査報告
議案第68号 平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 報告第16号 平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第18 陳情第6号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求める陳情書
日程第19 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第20 発議第5号 非核平和自治体宣言決議
日程第21 発議第6号 七戸町議会会議規則の一部を改正する規則について

○出席議員（17名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	瀬川左一君		4番	盛田恵津子君
	5番	田嶋弘一君		6番	田嶋輝雄君
	8番	三上正二君		9番	天間清太郎君
	10番	原子孝君		11番	川村三十三君
	12番	松本祐一君		13番	二ツ森圭吉君
	14番	田島政義君		15番	中村正彦君
	16番	白石洋君			

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	福士孝衛君	副町長	小又勉君
総務課長	塚尾義春君	支所長 兼支所庶務課長	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長	天間勤君
町民課長	岡村茂雄君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	桜田明君	会計課長	小林章廣君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	天間一二君	商工観光課長	米内山敬司君
上下水道課長	神山俊男君	城南児童館長	成田武泰君
道ノ上保育所長	向中野良一君	教育委員長	中村公一君
教育長	新谷勝弘君	学務課長	仁和民夫君
生涯学習課長	米澤秀一君	スポーツ振興課長補佐	中野昭弘君
中央公民館長	二ツ森政人君	南公民館長 兼中央図書館長	花松了覚君
農業委員会会長	佐藤午之介君	農業委員会事務局長	中野均君
代表監査委員	新館昭子君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	岡村茂雄君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	小林広一君	事務局次長	築田政光君
------	-------	-------	-------

○会議録署名議員

3番 瀬川左一君

4番 盛田恵津子君

○会議を傍聴した者（7名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成20年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

これより、9月8日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

審議に入る前に、昨日の川村議員の質問に、まだ答弁漏れがございますので、税務課長より答弁をお願いします。

税務課長。

○税務課長（天間 勤君） おはようございます。昨日の川村議員の質問にお答えいたします。

質問の内容は、決算書157ページの国民健康保険特別会計の2目退職者被保険者国民健康保険税の現年課税分の収入未済額の対象者の方々はどういう人なのかという内容でしたが、調査した結果、滞納者の方々の過去の職業はわかりかねますが、中には公務員退職者がいたり、また、介護認定等を受けていた方もいらっしゃいます。また、現在も勤めている方もいらっしゃいます。

なお、1節医療給付分現年課税分の本年5月31日現在の収入未済額は111万592円となっておりますが、8月末では91万5,036円となっております。

また、2節介護納付金現年課税分については、5月31日現在の収入未済額は113万1,117円となっておりますが、8月末では11万984円となっております。

滞納者は現在、分割納付をしておりますが、過年度分等もあるため、現年度分の滞納についてはなかなか追いついていけないような状況等がございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） これより、審議に入ります。

○日程第1 報告第15号

○議長（田中正樹君） 日程第1 報告第15号専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、審議に入ります。

発言を許します。

16番。

○16番（白石 洋君） 私も議員になって長くなるわけですがけれども、こういうふうな町との事故の関係で、損害賠償の件で似たような件というのは、今回で3件目ぐらいになると思います。しかし、こうして見てみますと、和解の内容の中でも、少なくとも8時前

の早い時間に、これはどこかへおでかけになるのかどうかは知りませんが、一度に穴に入ってタイヤが2本パンクするような状況というのは……、しかし、これは人身事故とか、あるいは死亡事故につながらなくてタイヤだけで済んだからいいようなものの、しかし、こうしたことが平気で今行われているという、この交通事故のルールに対しても、私、非常に不満なところがあるのですよ。役場は役場で恐らく、担当課だって、そのために保険かけているのだから、保険の四、五万や10万ぐらいで処理できるのであれば、まあというふうな、いわゆる一つの事故に対する、あるいはまたルールに対する、なれみたいなものがあって、非常に私は残念だなと、こう思っているのですよ。しかも、この責任は7割もあるというのでしょうか、役場のほうに。だれも恐らくこの時点では見ていないから、どれくらいのスピードで来て、どんなところに穴があいたのかとかも、運転者にとっては前方不注意なところもあるわけですね。こういったことが当たり前に許される、保険でそれを解決すればいいのだということ自体の、どうも事故そのものの考え方は私はうまくないなと思っているのですが、いずれにしても、これについて7割を負担することで和解したというわけですが、これは例えば人身事故で死亡事故や何かにつながった場合には、ざっと、起きる事故の内容にもよるでしょうけれども、大体7割とか8割が、町で管理している道路に穴があいていたから、原因がここだよということだけでこれはなる可能性があるわけですか、どうなっているのですか、これは。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（小又 勉君） では、私から答弁いたします。

町の道路、町道のそういった破損にかかわる、穴とかそういったものにかかわる事故については、道路管理者である町の責任ということで、常々これは担当課にパトロールをさせております。それから、業者にも、路線を決めて継続して、そういった補修にかかわる工事の発注というのもしております。ですから、努めてそういったことのないように万全を期しておりますけれども、今回、補修自体の施工が悪かったのか、あるいはまた雨が強過ぎたのか、穴になったということでこういう事故が起きたということで、大変残念に思っておりますし、また、ある程度の町の責任の一端というのを感じております。

今御指摘のように、この程度といえはなんですけれども、これが人身にかかわるようなそういった事故につながれば、今後、補償の関係でも非常に大変な状況になると思いますので、こうならないような方策、今後も気をつけていかなければならないというふうに思っております。

今回はこういうことでの和解ということで、ひとつ何とかそれで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） せっかく課長が状況説明してくれたあたりまでよかったのだけれども、中身を聞いていると、何のために補修をしたのかわからないような状況の補修の仕方、しかも、補修した前々日ですか、補修した次の日に雨が降って、その雨の後のことだから、また、砂利入れたのか、アスファルトで埋めたのか、それはわかりませんが、そういったものでまた穴があいたから、そこを通った車が事故を起こしたのだと、こういう説明。これはやっぱり課長、あなたも答弁するときに、もう少しいいあんばいに答弁しないと、かえって墓穴を掘るような形になるわけですよ。何のために補修したのだと、何のためにやったんだということになれば、それこそ責任問題、今度は追及されるわけですよ。だから、よほどやっぱりその辺のあたりも注意をしながらしなければいけないし、それからもう一つには、確かにそれはパトロールもさせているし、業者の方々にもお願いして、何かあったら教えてくださいと、こういうようになっているわけですが、しかし、町に張りめぐらされている道路網を隅から隅までといったって、これはそう簡単にいくものでないわけですよ。春先だとか何とかというのであれば、みんなでパトロールしましょうとか何とかというふうになるが、今の時期に、それだけの穴があいていたというようなことは非常に残念なことではあります。しかし、私は、例えば8対2だとか7対3だとかというようなことで、役場は公共機関が一方的に云々というようなことは、これもおかしいと思うのだよ、妥協するほうも。当然、運転者には安全運転をするという義務があるわけですよ。確かに穴あいたのは悪かったけれども、運転手だって安全運転をする義務があるのだから、何したって7対3だとか8対2なんてとんでもない話ですよ。これはやっぱり、役場も保険をかけて処理しているから、まあいいやと、それ払ってやったらいいかぐらいの調子でいるから、こういうざまになるのですよ。世の中、人間それぞれがみんなもっとまじめに生きていかなければならないと。悪いこと言えば、この前の事故米でも同じだし、とんでもないところで、みんないろんなことになるわけですから、そういうことを考えると、私はこれ、ごもくそに言うのはしようがない話だが、今後に向けてですよ。そういったことに対しても、これはもちろん町民から、ここは穴あいてますよという報告をしてくださるようなお願いをすることも、これはもちろん広報や何かを通じても大事だと思いますけれども、これは人身事故等につながる可能性は十分あるわけですから、現にタイヤ2本、穴あくというのだから、ただなまっこのスピードでないと思いますよ、私に言わせれば。だから、そういうことを考えて、やっぱり、警察より町でもこういうことを、安全運転管理者会議や何かで、こういうことをやっぱり少し議論してもいいと思うのです。そういうふうをお願いをしたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（瀬川左一君） 今の話の中で、今、車でも若い人たちが車高を下げたりいろんなので改造しちゃっているのが、例えばそういうのが穴に入ったり何かすることによれば、

その車がタイヤが壊れたのは何だったのか、改造車でもあったものか、私はその辺も今度見きわめなければならない。普通は余り、穴があいて、こうしてパンクするということはそうめったにないと思うのだけれども、こういう若い人たちが車を改造したり、変なタイヤはいたり、使われないようなのをはいて、切れたとかということもありますので、やっぱり事故があれば、その車にもいろんな問題があると思いますので。私もうちのほうで、そういう穴があいて、一回軽トラがすんと入って、切れたこともありますけれども、私すぐ建設課のほうに電話したら、すぐ補修しましたけれども、そういうふうなことも、よく壊れた車も見てやっぱり対処しなければならないと思いますので、答弁は要りません。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 今の事故に関連してですが、1日や2日で、何ぼ雨が降っても、その補修した道路がまた同じような状況になったということになれば、これは私は業者の責任だと思いますよ。今、どんと離れたところですが、原発問題で、原子力発電所が停止したという、そして、日立電気の火力発電所を今度燃やして発電をしたという経緯がありましたね、けさのニュースで。その分の、いわゆる故障した原因は日立にあるのだということ、今、訴訟に持ち込もうとしているわけですよ。ですから、そういう例もありますだけに、道路補修したら、何年もつのだとかというようなことの補償がない限りにおいては、当然、その担当した業者の責任というのは問われてしかるべきだと思います。タイヤ2本とも切れてパンクするというようなことになると、相当の深さと、それから道路の鋭利さが、アスファルトの鋭利さがあったと思うのですよ。だとすれば、その運転手の方はどう言ったかわかりませんが、町を訴えるということは、町の道路管理に責任があると言っているからです。しかし、町は、きちんと業者を選定してお願いしたわけですから、だとすれば、その業者の責任を問うべきだと私は思います。

私は、町長の答弁を求めたいと思います。元気よく答えてください。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 先ほどの説明では不足でございました、申しわけありません。パトロール中に発見し、簡易舗装材という、レミファルトというやつで職員が埋めて、職員が簡易的に穴埋めをして対応していました。それで、正規な舗装はその後ということで考えておりましたので、一応、職員が発見した穴で、職員が簡易舗装材で補修したということです。申しわけありません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 建設課の課長は専門家でしょうから、そうすると、何ぼぐらい掘って、何ぼぐらいやれという指示はしたであります。あなたの責任を問うわけではないけれども、やった人は素人だということそれまでの話だけれども、しかし、十二分に意を用いてやったかどうか、それはわかりませんが、意を用いたと思うが、

転圧部分が軽かったかどうかはわかりませんが、今後、そういうようなことは、予算がないというそれまで、きっとそうなので、課長は町政をおもんぱかって、幾らでも町財政にゆとりを持たせればいいなと思ってそういう配慮をいただろうと思うのですが、こういうようなことが、これは保険のほうでやったということだけでも、携わった職員の心理的痛みというものはあるわけですよ。ですから、そういうときには、やっぱり専門家に任せたほうがいいのではないのかなと、こう思っているわけです。確かに善意でやったことはいいのだけれども、こういうようなことが今後出てくるとすれば、専門家にやらせて、そこばかりでない、やらなければならないところをもっとあったのではないかと、こう思うので、今後、十二分に留意してほしいと要望しておきます。町長の答弁は要りません。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（田島政義君） 総務課長、こういうために町内会長なんかに広報でチラシを回覧させるのがあるので、問題は、うちの前でも穴あいて、自転車であの大きい大堰に落ちても、その人は訴えないわけだ、すりむいただけだから。そういうのいっぱいあるのですよ。こういう、裁判やれば勝てるとかという知識のある人がやるだけであって、七戸町の町民はそんなに訴えようとか何とかという気持ちはない。ただ、問題は、通報したら早目に建設課のほうで対応してくれて補修すると、その体制を、町長、とってほしい。ですから、もう一回ここ問題出たので、町民にはパトロール、職員は大変だと思いますよ。だから、10月の広報で、今みたいな穴があいていましたら、ぜひ役場の建設課のほうに一報くださいというのを入れたものを私は回覧させれば、そんなに役場の職員たちも一生懸命毎日、ただ道路パトロールするの、これも大変な話ですから、それはぜひ町内会長の一人として要望しておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 議案第69号から日程第4 議案第71号

○議長（田中正樹君） 日程第2 議案第69号七戸町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第4 議案第71号七戸町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、議案第69号から議案第71号までの3議案を一括議題とすることに決定しました。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案3議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号七戸町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第71号七戸町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてまでの3議案は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第72号

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第72号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） この文章は読んでわかるのですが、七戸町は、今までも乳幼児の医療費を、町内の病院に関しては現物給付して、その他は後から支払うという形で、100%になっていたと思うのですが、これを定めたわけをお知らせください。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

これは、提案理由のとおり、国民健康保険連合会の改正によって、これまで乳幼児については10割の給付というふうなことでございましたけれども、今後、小学校就学までの年齢拡充というふうなための改正というふうなことでございます。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） ことしから県のほうで、乳幼児の医療費を100%無料にするようにということで、小学校入学時までの医療費を無料にして、県のほうで予算をつけているはずですね。これはそのことと関係があるのですか。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

七戸町では、もう既に4月から実施しているわけですが、県の補助事業は10月から実施ということでございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第73号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第73号七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 2枚目のほうの第12条、改正のほうですよ、使用料金の収入、第12条、町長はコミュニティセンター等の使用料金を指定管理者の収入として收受させることができるものとする、こうありますが、コミュニティセンターには町でも助成金を出していますよね。まずそこから聞きます。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えいたします。

助成という名称での支出はございません。管理委託ということで、これについては、きのうのお話の中にも若干出てございましたけれども、いわゆる直営、または指定管理、いずれかの方法でというふうなことで選択をしなければならない状況でございますけれど

も、今その方向性について、各地区の方々と……。 （「そこまでしゃべらなくてもいいです」と呼ぶ者あり）

大変失礼しました。まずそういう状況です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） そうすると、これは町の所有物件ですよ。そうしますと、いわゆる使用料等にかかわる収入というものは、指定管理者の収入としてよいと、こうなりますと問題があるだろうと。町のもですよ。町では一定の運営費等について、コミュニティセンターに出しているわけです。ですから、そうした場合に、収入は自分のポケットに入れてもいいということになると、これは出さないほうがいいのではないかな、今まだ出さないほうがいいのではないかと、どうだろう。私が言うのは、コミュニティセンターのほうが決まってから、これはすこしうるかしておいて、そうすると、言わざるを得なくなるから、そうではなくて、これを引っ込めて、そして来年度でもコミュニティセンター等について方向性が決まったらこれを出したらいかがですかと私は言っているのですよ、いいですか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えします。

実は、川村議員御指摘のとおり、3月議会で指定管理に移行したいということで条例改正をさせていただいております。ところが、指定管理については、町内にある集会施設全部を、全体を統一的に持っていくというふうな考え方で、再度見直しをさせていただくということになってございます。ところが、条例改正で指定管理というふうなうたってあるものですから、今回このように改正しないと、今は町が直営で運営していかなければならないという状況にあるということで、今回このような改正をさせていただくということの内容でございまして、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） そうすると、これはもう既に指定管理になっているわけですか。そうではないのでしょうか。3月まで、これを、寄附採納受けたのでしょうか。これは鶴児平の、今、選挙のときには投票所になっているところでしょう、あそこ、そんなに使わないのだから、寄附採納を受けた形にしておいたほうがいいのではないのかなと、私はそう言っているのですよ。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 今回提案させていただきましたこの鶴児平地区にあります集会所については、建物は鶴児平地区の管理と、所有と。ところが、その下の土地については国有財産ということになってございます。国から、町では年額10万円余の賃貸料を支払って借りているわけですが、当初、国から借り入れする際の条件が、七戸町公民館の鶴児平分館として使用するという、いわゆる供用の制限がございました。それが、今回国の財政監査といいますが、財産監査の中で、使用条件を満たしていないのでは

ないかというふうなことが出まして、今後、町のほうで、その場所を、その土地を、貸借をお願いするには、やはりそういうふうな制度が必要ですよという指導もいただきました。今回、本当は全部の条件が整って一括してそれらを提案できれば本当はもっとよかったですけれども、今回このような事情が生じたので、この鶴児平地区の集会所については、新たに町有のものとして管理しなければならない、こういうふうな事情があるということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 川村議員、長くなりますか、一応3回。（「今で済みますから」と呼ぶ者あり）

では、許可します。

○11番（川村三十三君） そういたしますと、これも含めて、コミュニティセンターについては再度提案をするという機会があるわけですね、そうですね。わかりました。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 町有の集会施設等につきましては、今までもお話のありましたように、できれば指定管理の方向で地区の御理解をいただいて進めてまいりたいと、こういうふうには思っています。ただ、相手のあることでございますので、指定管理にすべて移行できるかどうか、または、直営で当分の間は持っていかなければならないかどうかというのは、今後、地区の方々との協議の中で出てくると、こういうふうに思っています。いずれにしても、指定管理の条件が整ってくれば、指定管理の方向で再度、議員の皆様のお審議をいただくということになります。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

16番。

○16番（白石 洋君） このことにつきましては、合併する以前から私ずっと質問してきた過去がありますね。この中で、私は、農林省から例えば財産の関係で町に入ってくるのは50万円から五十五、六万円ぐらい。しかも、学校費と教室分ぐらい、大抵集会所に、当時7万円ぐらいだったと思いますけれども、今、財政課長のお話ですと10万円ぐらいだという話になってるから、それにしてみても、私は大変な差があると思うのですよね。あれだけの農林省の建物や何かがあつてですよ、そして、町にうんぬんくんぬんというふうなことで入ってくる金が55万円か何ぼで、学校費と教室分で集会所で土地借りたのが10万円も取られるというのだから、どう考えてみたら、何か弱い者いじめされているような感じがしないわけでもないわけですよ。ですから、町長、どうですか、私は、あの集会所もそんなに使われていると思わないし、しかも、スキー場のところに町有のあれがあるわけですから、ああいう建物をやっぱり活用していただくというようなことも、これも一つの私、大きな行政改革の一つになると思うのです。こういうことはやっぱり進めていかないと大変だと思います。もちろんこれは今までずっと使ってきた、あの地域の方々の思いというものもあるでしょうから、一概には何とも言えないでしょうけれども、こ

れだけやっぱり財政が厳しくなって、あそこを借りて年に10万円も払うというのであれば、私はどうも納得がいかないような気がするのですけれども、そういったことを含めながら、今後に向けて、やっぱりあの集会所というものを考えて、指定管理でも何でもするような形にしていくために、もう一度、地域の方々ともじっくり少し懇談してもいいのではないかなと、こう思うのですが、いかがですか。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 私から答弁いたします。

思いは私も同じであります。固定資産税は本当に大したことない、使用料は高いと。ただ、前からのそういう約束事があるということでありまして、実は同じような考え方で、スキー場のところの施設も見て歩きました。果たしてそっち使ったらどうかと。使えるような、ちょっと直して、むしろ有効に活用できないかということで、それも調査をしました。それから、使っている地元の皆さん方の意見もお伺いしました。そうしたら、やはりあの場所、この鶴見平ですね、これは非常に古いことは古いけれども、直す部分は直して、非常に今活用していると、なくてはならないということであります。これからに向けては、当然ある程度の補修というのもこれから発生してきます。その辺もにらみながら、もう一回、これは検討はすると思いますが、当面はやっぱりこういった形で、国との約束というのもありますので、持っていかなければならないというふうに思っていますので、ひとつその辺で御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中正樹君） 3番。

○3番（瀬川左一君） 今、私の地区のほうの鶴見平ということで、もとは小学校があって、その学校がなくなって、私たちは、その当時は学校とかいろんなので集会開いて、あと、その数十年の間に学校もなくなって、あの学校を多分壊して、あそこに建てたと思うのですよ。それ以来ずっと今でも、例えばキムチとか、いろんな講習会とか、そこしか頼るのがないので、使われてないということではなくして、村ではすごく、あそこしかないから活用されているということでもあります。ただ、国のもので、その使用料が高いということで、町長、あれ、払い下げたらどうですか、国から。私はそう思うのですけれども、非常に長く使われているし、そういうもので、建物そのもの、古いのだけれども、中はとても広くて、前は結婚式した人もあるし、何か不祝儀があると、それをまた町内で使っているということであって、今いろんなところに、あっちのほうがいいとか、こっちのほうがいいとかというと、莫大なそういうふうな座敷というか大広間つくったり、そういうふうなので、不祝儀とか、今は結婚式、結婚式は何回も当時はやったこともありますので、そういうふうな意味の中で、何とか国のほうに言って払い下げて、そういうふうな考えはどうでしょうか。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） お気持ちはわかります。けれども、国との約束は、公民館の分館として活用ということであれば、それだけの単価で貸すということで、それがなけれ

ば、そういう使用がなければ直ちに返すか、あるいはまた国で設定する価格で買い取れというふうなことで、しからば、それ幾らぐらいかということ、いわゆる数百万円なのですよ。相当高いと。ということで、そうすれば、いわゆるコミュニティセンターとして今回はこういうふうに改正をして、町の分館の施設ということでの貸借の継続というのをすれば一番町としても有利だし、地元の意向にも当面はかなっているということで、こういうことで提案をしておりますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） これは旧七戸地区のことなのでしょうけれども、七戸の場合は、御存じのように、大体部落は4地区あります。4地区、倉岡目、作田川目、上川目、野々上と、その中で、もちろん町長さんは一番覚えていると思うのですが、この改善センターはそういうのがみんな設置されているはずですよ。野々上もそうです。改善センター、今、旧保育所使って、あつちはやめてはいますけれども。その上川目の場合は、その改善センターあわせて、今、旧学校を使ってコミュニティセンター、このようになっています。倉岡目にもたしか改善センターあるはずですよ。だから、この作田川目にもそういう改善センターというのはあるのですけれども、ただ、このコミュニティセンターと、それから改善センター、意味が違うといえば違うけれども、その地区の形の中でやってきて、その辺の整合性はどういうふうに考えればいいのでしょうか、このコミュニティセンター、その地区の改善センターがそういう機能を離して、今3番議員が話したように、不祝儀とかそういう形もやっています、これはどこでも同じだと思うのですよ。ただ、その用途の形の部分はどういう形で物を考えればよろしいのでしょうか。だれかわかる人あつたら。その定義の仕方ですね。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 難しいのですけれども、今回の場合は、いわゆる国との契約の中で出てきたものでありまして、こういったコミュニティセンターということでやっていると、国との約束どおりの形で利用していくと。今それぞれの地区にあるそういった施設については、分館は設置しました。建物についてはどうするのかというのは、今、いわゆる町内のこともありますので、そういったことも含めて検討もしているということでもあります。どういう形が一番いいのか、なかなかすぐ答えが出るものではない。実質的には、そういう集会の施設が、それぞれの地区単位にあるということでもあります。

もう一つ、今までもいろいろ協議になりましたけれども、しからば町内をどうするのか、その辺も含めて、早いうちに一定の方向を出していけば、全町としての統一したそういう集会のための施設の名称といいますか、あり方というのは方向が出てくると思ひますが、その辺も、改めていろいろ皆さんから知恵を、御意見をいただきながら、一定の方向を早目にこれはつけていかなければならないというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 別にそこが必要ないとかそういうことではなくて、行財政改革の一環でもあるだろうし、例えばうちのほうの地区の例を言いますと、確かに、旧保育所、要するに福祉高齢センターというのもありました、それ以外に改善センターというのもありました、同じ、隣同士であったのですよ。だけれども、同じものが二つあったって、経費が二重にかかるということで、地域でいろんな話しして、今、旧改善センターというのは閉鎖したはずです。一つにして、やっぱりそういう形のもので、今どうのこうの言ったけれども、どうせ見直しするのだから、そういう物の考え方でいかないと、ここに合わせてこれも必要だ、あれも必要だということになって、全体的な数でやらないと、確かに理由はみんなあるのですよ、だけれども、では、総合的な形でどういうふうになれば、これ何のため建てた、あれ何のため建てたということになりかねないから、どうせ見直し作業が入るでしょうけれども、その辺のところを踏まえて検討してみてください。答弁は要りません。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第74号

○議長（田中正樹君） 日程第7 議案第74号七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第75号

○議長(田中正樹君) 日程第8 議案第75号町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第76号

○議長(田中正樹君) 日程第9 議案第76号工事請負変更契約の締結について(北調整池建設工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

11番。

○11番(川村三十三君) 76、77号は、二つとも新幹線の調整池なわけですが、内容を見ますと、変更後と変更前とでは、確かに使用している材料は違うわけですが、こういうようなものはコンサルタントとか何とかというので、事前にこんなのはわからなかったのかどうかということです。76号のほうは、工事費が270万円余の増加ですね。77のほうは100万円ほどの減額になっているわけですが、こういうので契約後、物価が高くなったとかという、急激になったとかということになればそれはそうですけれども、最初からこういうことはわからなかったのかどうかです。答弁をお願いします。

○議長(田中正樹君) 新幹線対策課長。

○新幹線建設対策課長(八嶋 亮君) お答えいたします。

今御指摘をいただきましたが、大変申しわけございませんが、詳細について、当初設計

の中で把握が、大変申しわけありませんが、できていませんでしたので、再度工事に入った中で、その都度協議をしてこういう変更となっております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 工事というのは、最初からきちっとしたものが、完成するまでのものを見据えての工事契約でしょう。前回はそういうようなことがあった。橋をつくる場合において、さまざまなことがあったわけですね。そうすれば、前のをぶり返すわけではないけれども、詳細な計画書、それから、資材は何を使うか、単価は幾らか、そこまで議会では求めますよ、今度は。100万円だ、200万円だという、全体的に見ると170万円ほど町がもうけることになるわけだ、当初から見ますとね。しかし、もうけるとか損するとかということではなくて、当初計画がこのように変更になって、そして契約を再度してくださいというようなことになると、入札のあり方についても考えざるを得ないと、こう言わざるを得ないわけですよ。沢のところですから、さまざまな地質等もあってこういうような、私は資材についてはよくわかりませんが、見えるところによると大体わかるような気もするわけですが、いずれにしても、当初計画が私はもっと綿密にやらないと、そして正確にやらないと、工事業者そのものだけではなくて、コンサルタントまで疑わざるを得ないわけですよ。今後十分留意してほしいと思う。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

工事発注の際には十分、今御指摘をいただいたことを踏まえて、そういう反映させていきたいと思いますが、最終的にすべて工事が終わった時点で、どの工事も100%変更がございませんというふうな場合にはならないかと思いますが、そのような形で努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第76号工事請負変更契約の締結について（北調整池建設工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第77号

○議長（田中正樹君） 日程第10 議案第77号工事請負変更契約の締結について（東調整池建設工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号工事請負変更契約の締結について（東調整池建設工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第63号

○議長（田中正樹君） 日程第11 議案第63号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

9ページから12ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 20款の総務債、町債のところの総務債に関連してちょっとお聞きしたい。きょう、新聞に、中部の職員が飲酒運転で懲戒免職というのが出ていました。私もびっくりして、いろいろそれなりに、ちょっと朝、いろいろ動いてみました。町は、同じような形の中で6カ月と、同じ職員、中部の職員であろうと町の職員であろうと、職員には変わらないわけですから。特に町長は副管理者ですから、恐らく審議会や何か開いて処分したと思うのですが、新聞見ると、報告がおくれたと。中部の消防の職員だから人命を預かると。町の職員だって同じですよ。ただ、聞いてみたら、0.25、本当に酒気帯びです。それで、報告がおくれた、何だと、切符を切られなかったから、本人は若いし、あっ、切符切られないんだなといって、警察署の呼び出し状で初めてびっくりして届けたと。それが大変だめだと、理由になって理由にならないような感じ。これは総務課長のほうが倫理ですから、その町の規定は許す規定で、これは見せしめか何かわからないとしても、これからはもう酒気帯び、0.2、0.25で、もう懲戒免職という、そ

うもうぴしっとやるのだったら、本人も若いし、恐らくそうなると、再就職なかなか面倒ですよ。前科も何もない、そういう者でも、片方は許す、町は、片方は首だとなると、やっぱり中部の職員は大変おかしいと、差別をされているという考えを持っているのですよ。その辺、町側として、副管理者としてどうですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） それではお答えを申し上げます。

この件につきましては、先般、私のところに報告がありました。そして、いろいろ詳細について伺いましたけれども、もう既に委員会を開いて、そこで決定をしたと、それを、管理者である竹内町長が承認したということで、そういう結果になりましたということの報告をいただきました。向こうの管理者が、向こうって、変ですけども、中部の管理者がそれでよしとしたということですので、私は副管理者ですけども、それに従わざるを得ないのかという思いをしておりました。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） それだと、やっぱり前は管理者ですから、それでは町の規定はどうなっているのですか。これは総務課長ですか、副町長ですか。町の規定、町はこの前許したでしょう、6カ月でしょう。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） お答えいたします。

許したとかそういうことではございません。いわゆるそういった規定にきっちり当てはめて、そしてしかるべき判断、処分ということをいたしました。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 中部の規定と町の規定違うのですか。それはどうですか。答弁してください。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

実際には細部にわたって今確認しているわけではありませんけれども、ほとんど同様だと認識しております。ただ、今回の件ですね、中身のほうはどういう体制なのか、私のほうも全然把握していないものですから、何とも言いようがないというのが現状でございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 昭和41年から中部広域をやっているわけですよ。七戸は、全部管理者でずっと通してきたのですよ。つい最近管理者が変わっただけで、わからないというのもおかしし、規定が、ほとんど七戸の、各町村の規定を準じて中部はつくっているはずですよ。私も中部行きました。やっぱり中部の職員とすれば、不安なのですよ。我々は差別されているという考え持っていますよ。私、いろいろと電話で聞きました。何

で本署は許されて、我々はこういう目になるのですかと。それも、今ごろ新聞に出て、理由が、新聞を見ると、報告がおくれたと。中部の職員、消防署は人命を扱うと。だって、給料からいったら差があるでしょう、幾らか。なのに、何ら、確かに今はもうこういうことを言うと失礼だけれども、許されることはないのですよ。だけれども、それは前もやっているのだったら私はまだ、もう言いわけはないと思うのですよ、0.25、酔っぱらいではないのですよ、本当の酒気帯びなのです、0.25だと。それで、もう、一発、新聞の、これは、副管理者ね、町長、理由がまたひろっているんですよ、報告がおくれたのが一つと。本人が聞いたら、消防署から聞いたら、切符も何も切られなかったら、本当の酒気帯びだったから、いいのか、若いから、まだ20代ですから、いいのかなど、でも、これ、何かしなければならぬと思っているうちに、ずるずるずるといって、それが今度警察署の呼び出し状が来て、これは大変だと思って、自分で慌てて報告したと、そういうのも聞いています。だから、そういうのも事実かどうかとすれば、私もまた聞きですから、本人直接ではないものですから、ただ、そういうのを、やっぱり消防署の同僚とすれば、非常にかわいそうだと、前歴あればこれは何も言い分がないのです、事故起こしたとか人身だとか、この世の中ですから。ただ、0.25で、もう、一発というのは、報告がおくれたからといって、消防職員だから人の命を預かるからって、役場だって同じですよ。ですから、その辺をやはり私はもうちょっと、これは新聞に出なければわからないことですから、今ごろ新聞に出しているのですから、中部でも。これはおかしいわけですよ。やっぱり私は管理者として、若い、せっかく今まで、何年間勤めて一生懸命やって、たまたま今のこういう時世にそういうことをしたらいけないとしても、やはり本人にもそういう機会を与えるというのもいいでしょうけれども、何もない、もう、一発首だというと、私は、親御さんなんかも大変だ思うのですよ。本人はこれでもう就職、同じ職につけないはずですよ、全然。ですから、九州みたいに、酔って、もう酩酊で車ぶつけて逃げるとか、ああいうのと違って、本当に自分も、8時に飲んで、11時ごろ大丈夫だと思って行ったのが、たまたま酒気帯びに引っかかったと。朝、今もう、勤めている方、全部「はあ、はあ」って、運転する方々は、今職場全部やっています。そうなれば、消防署だって深酒した朝番の職員でも、私は、家を出るときには「はあっ」と。この前の地震のときに、東北電力さんが宿泊してて、全員非常呼集かけてもみんなはかっているのです、持って行って。だめだと。会社に電話して、全員アルコール検出が0.3以上出ていますから運転できませんよと、0.2以下になったら動きますからって、朝3時半のときに、岩手の地震のときにみんな行っているという、そのくらいまで各職場はやっていますから、うちの職場でも、総務課長、そうなれば、あなたもやっぱり職員の管理、やっぱり人事しなければいけないですから、町長はもうあれですが、副町長にしても、やっぱり各課に、朝運転する前にぱっとやってみろと。これ、出るのです、絶対、0.25なんていうのは、朝やったら。12時以降飲んだ人は全部出ますよ。ですから、消防にもそういうものをつけて、出勤してきてはかってみろとかと、何もそういう対策もしない、ただいき

なりだと、私は非常に、本人のことを考えると、家族のことを考えると、これから役場の職員としても、課長たちもやっぱり部下は、やはり前の日なんか飲んだときには、朝、おい、大丈夫かと口頭で言ったって、はからなければわからないから、やっぱりそういう機械をきちっと各課に置くか、性能がいいのは五、六千円するみたいですから、やっぱりそういうくらいの管理をして何かしてくれないと、副管理者のほうからもう一回その辺を、ただ、中部の施設長が集まって、やっぱりこれうまくないから辞めさせようと、これなら施設長としての自分を守るために首ですよ、あれだったら。後で副管理者だとか管理者が報告に来るくらいなもの。委員会開いてる、施設長のほうで、局長とかそういうの入って。そこで決めたものを持ってこういうふうにしたいと、ああ、そうかと。守ろうとする気分が何もないわけです。今になって、みんなで、いやいや、おれは守りたかったけども、管理者でないとわからないと、全部管理者、副管理者の責任になっているのですよ、消防署の職員に言わせれば。だから私今聞いたのです。これは要望です。ちゃんと調べて、後で私に報告していただきたい。それでなければ、人事院にやっぱりこういうのをしなければいけない、総務課長のほうでわかると思うのでよろしくお願ひしたい。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） お答えを申し上げます。

さっきも申し上げましたけれども、事故調査委員会ですか、そこがそれなりの、七、八人ぐらいだと思いますけれども、その方々が集まりまして協議した結果、これは懲戒処分が適当だろうということで決定したということであります。それを、人事権を持つ管理者が、いろいろその調査内容等についても調べたと思いますし、そのことでも決裁印を押しているのですよ、書類に。その後、私のところにこういう事故がありましたと、そういう報告があったということで、私もちょっと、今おっしゃるように、前途ある青年だし、ちょっとどういうふうには思ったのですけれども、調査委員会で調査をして、管理者がそれを承認して、それに対して私が覆すと、そういう力もありませんし、ああそうかというだけにとどめたということでもあります。

また、今いろいろお話ありました、酒気帯びとかそういうものですが、検知するその他のそういうもの等については、機器を全部備えつけるということよりも、そうならないよというように強く職員等に対しては指導していきたい、そして、間違ってもそういう酒気帯びでも、そういう軽い気持ちで乗るような感じは絶対いけないということを注意し指導していきたいと、そう思っております。

また、ここに、町からも4人の中部の議員さんもおいでになっておりますけれども、きょうの新聞だと、何か全員協議会に報告する予定だとかと書いておりますけれども、そういうことで、議員の皆さんも、その辺についてもいろいろと、我々をさらに指導していただきたいと、中部にもいろいろとそういう面で、私からも強く要請をしておきますので御理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 10ページから。国庫支出金の中の総務費委託金が1,600万円余減額になっております。元気再生事業費委託金。それから、14款の総務費補助金9,598万円、これは合併支援特別交付金、これはもうこの部分で合併支援特別交付金はなくなるのか。それから、その下の電源立地地域対策交付金が8,900万円余減額になっております。それから、14款県支出金の衛生費委託金が206万円の減額、後期高齢者健診委託金、すべて衛生費等に関係があるものですが、なぜこれが減額になったのか。

それから次に、これは会計上、決算上のことでございますが、きのうの決算委員会を経て最初の補正予算であります。町税とか法人税とか所得税については、当初予算については未収金、過年度未収金の10%に当たる分を予算に持っているのですね。それから、法人税なんかでは未収金の5%と書いてあります。私は、今、第1回目ですから、決算委員会の後の第1回目の補正予算ですから、私はきのう出た額を、当然出せるわけですから、例えば町税の1億2,000万円余の未収金については、どれぐらいその後入ったのかということ、これに私は載せるべきではないのかなと思っているわけです、これにですよ。総務課長は首を振っていますけれども。そうしますと、過年度の、いわゆる19年度の未収金はどれぐらいになっているかというのはこれに残ります。この当初予算を見ただけでは、あと、調整額で出てきますか、何かで出ると思うのだけれども、その後、未収金がどれぐらい集まったかということがわからないのです。これは保険事業のほうでも同じことが言えると思いますけれども、私は会計上、そうしてほしいなと思っているのです。今の項目ごとの減額と、それから、会計上、決算委員会後の補正予算にはそれを乗せれないかどうか、乗せることが無理なのかどうか、その2点について答弁をしてください。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問の中の元気再生事業費委託金、マイナス1,628万2,000円の内容について御説明をいたします。これは、国の内閣官房の担当でございます。補助事業の活用ということで、実は6月補正に、関連する補正予算を上程いたしまして御審議をいただいたものでございますけれども、我々としましては、新たな交通システムの調査研究、それと、広域観光の情報のPRの手法についての調査研究を実施したいということで、国のほうへ事業申請をしてございました。ところが、残念ながら不採択という結果が7月の末に届いたということで、やむを得ず、今回に減額補正ということでございます。

本来であれば6月に補正予算を組んでいただきまして、7月の末に決定と、採否の決定があると、それから、例えば9月の補正に上程して事業に着手という、ある程度、その大きな事業、それから広域的な、事業者等お集まりいただいたプロジェクトチーム等々の立ち上げが必要だということの内容がありましたものですから、できれば決定をいただ

いてスムーズに取りかかりたいということで準備を進めてきてございましたけれども、今回は残念ながら不採択ということで、こういう減額補正をしたということでございます。

それから、次の合併支援特別交付金についてお答えいたします。この合併支援の特別交付金につきましては、この内容は、いわゆる町づくりと申しますか、新幹線関連の事業へ充当してございましたけれども、今般、国のほうで補助率のかさ上げがあったということで、この部分が特例の部分が減額になったということで655万円を減額補正ということで、これについては、実際、事業の充当が新幹線関連の事業費に充当ということでございます。

それから、決算に絡んでの、いわゆる収入未済額の取り扱いのことについてでございますけれども、決算書の作成、いわゆる実質収支の資料の作成については、予算書と同様、地方自治法の規定を私どもでは準用と申しますか、それをそのまま用いまして、その規定の中で示された様式をもとに、今まで資料を作成して審議をいただいてきておりました。基本的には、そういう様式に沿って調整するというふうなところを根拠にしてやってきたわけでございますけれども、川村議員さんおっしゃるその対応につきましては、もうしばらく時間をいただきながら勉強をさせていただきたいと、こういうふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

14款1目電源立地地域対策交付金のことでございますけれども、これは、今回、20ページの常備消防のほうの負担金のほうとのかかわりがあるのです。毎年今の時期に、この電源立地の関係のやつが確定になるものですから、これを直接中部のほうへ振り込みになります、この交付金が。そして、常備消防のほうの負担金のほうを、20ページのほうをまたあわせて見ていただければよくわかると思いますけれども、こちらのほうもまた減額すると、そういうふうな形のものでございます。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 14款の県支出金の後期高齢者健診委託金の206万6,000円の減額について説明いたします。

この金額ですけれども、青森県後期高齢者医療広域連合から特定健診について委託を受けて実施しているわけですけれども、生活習慣病の治療を受けている方は委託の対象外ということになりました。当初予算をつくった時点では、12月時点で作っておりますので、今回その対象外の方の、当初は全部委託を受けてやるだろうという計算でございましたが、今回それが対象外になるということで、おおむね400人分の特定健診分の受託費を減額したものでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 私の聞き違いかもしれませんが、元気再生

事業委託金は、予算編成当時に申請したものが今不採択になったから減額したと、私はそう受けとめたのですが、よろしいですか。

それから、後期高齢者の健診ですが、生活習慣病ほど健診が必要ではないのかなど。これはやっぱり、私は生活習慣病の一部だと思うのだけれども、既にもう治療していますから健診をする必要がないわけですが、これはやっぱり後期高齢者の切り捨てだよ、考えてみれば。あとは、健康保険法のほうでも言いますけれども、後期高齢者は、ここには町長と私だけですから、二人ですから切り捨てられても大したことはないといえばそれまでの話ですが、そうは言わないで、やはりやってほしいわけですが。

総務課長がおっしゃった消防のほうに振り分けたということは理解できました。そういう点で、こういうようなものが減額になっているということはわかりましたが、13款の、もう一度、国庫支出金の減額のことについて、再度答弁してください。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 13款の元気再生事業委託金について御説明をいたします。

この事業につきましては、内容は先ほど御説明いたしました。町では、5月に入りまして国のほうへ申請をいたしました。それが決定になるのが7月中旬から末というふうな国の情報でありましたので、6月補正に、その事業費の見込まれる内容を補正で計上させていただきました。そういう流れでございます。ただ、決定が7月の末になりまして、国のほうから、この事業の、七戸町からの申請の事業については不採択というふうな、残念な結果となったと、それで今回補正で減額補正をさせていただくという内容でございます。

○議長（田中正樹君） 後期高齢者のほうはいいですか、要りませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 財政課長、普通、申請時におけるものを予算化するということは考えられないな、そうでしょう。申請して、決定した段階で予算化するのではないですか。新しい手法を聞きましたので、極めて私はそれは危険性があると思う。今までにないことではないのかな。確実にあなたのところの元気再生についてはやりますよという確証を得た上であれば予算化してもいいだろうと思うけれども、こういう枠があるからやってみると、当たるか当たらないか、宝くじと違うわけですから、そうしたら不採択になった、減額したということになると、財政編成上からいって、私はおかしいと思うわけです。これからもそういうようなことをやると、これは空財源でもって予算編成ということになりますよ。そうすると、何をもって私たちは、会計上における信用というものを審議していくかということに疑問を感じるわけです。再度御答弁ください。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

この元気再生事業の予算組みにつきましては、決定の時期が申請から2カ月後の7月の末と、補正を議会の開催をお願いするのが6月と9月というふうなところの中で、先ほど

も申しましたように、決定があり次第、速やかに事業に着手したいという思いでやりましたけれども、川村議員御指摘のとおり、通常の予算編成の仕方といいますか、についてはふさわしくない状況もあるというふうなところは私も率直に認めざるを得ない部分があります。今後は十分精査いたしまして、このようなことのないように事業の実施に努めたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（瀬川左一君） 10ページの14款4項目の中で、農林水産省補助事業ということで、強い農業づくり交付金、遊休農地解消復旧事業というのが、これちょっと私、意味わからないのだけれども、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中野 均君） 3番議員にお答え申し上げます。

ただいま御指摘の遊休農地解消復旧事業ということでございます。この事業は、皆さんも御承知のことと思いますけれども、海外の農産物の輸入と、それから国内の遊休農地がふえてきているということで、食料の安全保障等とも絡みまして、今年度から農林水産省では、全国の農地を、どのぐらいの遊休農地が実質的にあるものかということのを調査することになって、全国の市町村の農業委員会または農林課サイドで調査することになってございます。それで、これにつきましては定額補助、いわゆる100%国庫補助ということでございまして、今般追加になりました部分については、農業委員会の中に遊休農地対策委員会というのを組織してございまして、先進地であります町村を視察したいということで、その部分の20万3,000円ということでございます。これにつきましては、大館市のほうを視察するというので予算化、追加で国のほうから予算をいただいたということでございます。全体の事業費としては百二十数万円ということで、歳出のほうの6款にもついてございます。ということで、農地の実態調査をします。それで、いい農地については今後とも活用していくのだという国の強い意思のあらわれということでございまして、その調査のための費用ということでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） 局長、今の件なのだけれども、遊休農地の調査も先進地域を視察するの……、ちょっと理解できないな。

○議長（田中正樹君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中野 均君） 私の説明がうまくなくて申しわけございません。この調査は、国庫補助が入る前から、全国の町村ではもうそういう遊休農地がふえているということで、実質的に調査をしている地域がございまして、ここで言いますと、北秋田市

とか大館とか、岩手のほうにも宮城県のほうにもございますけれども、そういうふうなやり方、いわゆる調査の仕方その後の、活用の方策とかというものを委員会のほうで、そちらのほうに行って指導、勉強してくるということで、今の調査の部分に反映させるというふうなことの事業でございます。二十数万円、そのほかに、百数万円が6月の補正で、その実態調査のための委員さんの活動費ということでいただいております。よろしいでしょうか。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） たしか、それに関係あるのかどうか、きのうだったか、農業委員会のほうで、何か回って調査しているみたいだけれども、遊休農地の調査も先進地のところだと言ったから意味はよくわかりました。どうしてもやっぱり見るところは見て、勉強するなら勉強してやらなければならないけれども、調査のための先進地のところで、もう少し適当なしゃべり方なかったものかなと思って。わかりました、答弁いいです。

○議長（田中正樹君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

では、歳出に入ります。

13ページ、2款1項1目一般管理費から、17ページ、4款1項9目飲料水供給施設費まで発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 17ページの七戸保健センターの管理について質問いたします。七戸保健センターからは、あそこに常時いる事務員が引き揚げたということで町の人から不安の声が寄せられているわけです。まず、なぜ引き揚げたのか。それから、そのことが実際の仕事の上でどういう問題があるのか、まずこの二つ、質問します。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

七戸の保健センターは、8月15日で人事異動がありまして、職員1人おりましたが、その人員が別の課に異動になったということでございます。そのため、職員が不在となりました。今後、当センターにおいては、今年度計画している健康診断及び他の行事などについては、今までどおり実施しておりますけれども、そこには事業をやるときは今年度においては職員はいないということになります。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

人事異動ということで職員不在になりましたけれども、そのわけですね、課長のほうからありませんでしたので。本庁のほうの職員で入院した職員があったものですから、そして、その補充のために、とりあえず保健センターのほうから1名引き揚げたというのが現状でございますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 保健センターから、簡単に言えば引き抜いてまずそっこのほうに行ったことになるのですが、そのことで保健センターの業務に対して町民は不安を持っているわけです。特にお年寄りが不安を持っているわけです。そこで、保健センターの、業務上そのことによって支障があるかないかということと、もし支障があるとすれば、それに対する対策はどうかと。

もう一つは、そうすると、今引き揚げたのですが、いつまでこれは引き揚げ続けるのか、来年はどうなるのか、そのことをお伺いいたします。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 七戸の保健センターにおいては、職員がいて電話の受付、あるいは施設の管理等々を業務等をしておりました。また、昆虫類による被害の相談とか、そういうふうなもの、それから献血業務になります。献血業務においては、天間林保健センターのほうで対応することにいたしました。そして、電話が来たり相談に来たりというのがあるわけですが、電話については、広報にも上げておきましたけれども、保健センターに電話がいても、天間林保健センターのほうに自動的に改線されるというシステムを置いております。

また、来月から、今月ちょっと間に合いませんでしたけれども、広報においては、毎月の七戸保健センターの行事の日程を掲示をしていきたいと考えております。

なお、今後の内容ということですが、それは、人事管理をやっているの担当のほうからお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えしたいと思います。

人事管理の担当、私から言っているのかどうかわかりませんが、今、現在、体調を崩しまして入院した職員は退院しております、実際に。ただ、まだちょっと体調が思わしくないものから、2カ月ぐらい、まだちょっと通常勤務をするのが無理なような状態なものですから、それ以降にまた、保健センターへの勤務等についてはまた考えていきたいなと思っていましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） そうすると、これは来年度もそのまま継続しておかさることになりますね、というふうに考えてよろしいですね。

というのは、七戸の町民にとって、あの健康センターにやっぱり相談に行ったりしている人もあるし、町の施設から人がいなくなるということに対して、すごい抵抗を持つもの

ですから、どうしてもやっぱり必要な職員であれば、町に配置してもらいたいというふうに考えているものですから、来年度も置くということであれば、これから治り次第、あるいは来年度も置くということであれば、そういうふうに理解して、私は終わります。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 今、総務課長の話で、8月に人事異動があったということですね。それで、ここに三角印の人件費にかかわるのがそう出たと思うのですが、ただ、16ページの児童館費、これは職員1人分の給与だと思うのですが、1人減らしたと理解していいのかな。ところが、今度はその下に、7、賃金として、臨時職員賃金103万円とあるのです。私は、正規の職員を1人引き揚げて臨時職員を入れたと、こういうように理解するのですが、それでよろしいでしょうか。児童館長どうですか。

○議長（田中正樹君） 城南児童館長。

○城南児童館長（成田武泰君） お答えいたします。

8月15日付で児童館職員1名、人事異動がありました。それに伴う1名減の人件費の減額ということでございます。それから、審議ですけれども、その不足分の補充ということで、臨時職員で3月まで対応していくということの賃金でございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） なぜ異動させたの。町長、ちょっとあなたはこうなっていますから、落ちついてしゃべってくださいね。あと何ぼもないんだから、ちょっと待ってください。正規職員を引き揚げて、そして臨時職員を投入すると、投入というのはよくないですね、入れるということ、私は理解できないからです。そうした二人で話ししていますから……。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（小又 勉君） 川村議員にお答えいたします。

幼稚園に勤務している職員の、急でしたけれども退職がありました。幼稚園教諭の免許、これを持った人でないとだめであるということで、いわゆる児童館から正職員でその資格を持った人を異動させ、そこに、何とかならないかということを行いましたけれども、やっぱり不足であるということで、臨時の職員を入れたと、こういう状況でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 保育士の免許を持ってこちらの本庁内支所の事務担当をやっている方がいらっしゃいませんか。どうなのですか。そういう人いらっしゃるでしょう。そうしたら、むしろ、その保育士の免許のある人を児童館に配置がえをさせて、そして事務職員なら事務職員としての臨時採用をするのは、その臨時の職員が、保育士のそういうような資格を持っている人であればいいのですけれども、むしろ全体の中から見たら、保

育士の保母の免許を持った人をそちらの本務に返して、そして新しくやるというのが当たり前ではないでしょうか。これは副町長より、やはり直接、その業務を担当している上司のほうが、毎日の仕事上どうなのかということをお聞きしたいのです。児童館長から聞きたいのですよね。

○議長（田中正樹君） 城南児童館長。

○城南児童館長（成田武泰君） お答えします。

児童館の職員ですけれども、これは児童厚生員の資格ということで、保育士または幼稚園教諭、そういう資格のある方ということになっております。そういうことで、今の臨時職員についても、児童厚生員の資格を持った方を臨時職員として採用ということにしております。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に17ページ、第6款1項6目遊休農地解消復旧活動事業費から、20ページ、8款第5項1目住宅管理費まで発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 駅前、新幹線の関係の4目のところで、この工事費5,200万円、工事の発注を、緑地公園なり道路をしなかったのですか、減額というのは。まず教えてください。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

4目の新駅周辺整備事業費五千何百万円減額してありますが、その前の目、土地区画整理事業費、工事費15、工事費ですが、5,981万8,000円の増額をお願いしてございます。これは、まちづくり交付金等の増額内示をいただいた関係等もございまして、事業自体を組みかえさせていただいているものでございますので、基本的には工事を減らしたということではなくて、そちらのほうに組みかえをしていると。また、その中でも、路線の追加等も含めてこういう今回の補正額をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（瀬川左一君） 18ページの7款1項3目の商工費の中で、ワンダムランドのり面工事ということで、この管理の中で聞きたいのだけれども、あのワンダムランドは今年度から使用されていますね。非常に、使われてないのが使われたということで、有効的になっていると思いますが、今、冬なんかでも、昨年度はどうなったのかちょっと把握は私もわからないのだけれども、非常にあそこはスノーモービルの人たちがたくさん来て、道路にとめて、役場は前除雪していたのか、去年はどうだったのか、その辺の中で、例えば八甲田山のほうまで行って、また帰れなくなったとか、そういうふうなことがあって、

冬はまた、あの使用は土日やるのか、そういうふうな救助のあれもやっていたのだけれども、昨年度、今年度、これからのこともちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（田中正樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） それではお答えいたします。

私のほうでお答えできるのは、冬、使用するかしらないかという部分ぐらいしかできないのですが、現状ですと、10月の末をもって、あそこのワンダムランドは閉鎖しておりますので、冬期間は使用できないものと考えております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 3番。

○3番（瀬川左一君） 昨年あたりも、除雪のほうはもうやってないのですね、使用ということで。スノーモービルなんかはもう自由で、好きな人たちが自由に乗っているという、使われていても余り監視してないということになりますね。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 除雪の件で御質問ありましたのでお答えします。

国道394号でありまして、県の管理路線でありまして、冬期間は、あの部分は除雪されておられません。ただし、2年ほど前まではスノーモービルの救助隊が3月の中ごろですか、期間はちょっとあれですけれども、集まるために町で除雪してほしいという願いが来たことはありまして、町で県のほうと協議して除雪したこともありますけれども、昨年度はありませんでした。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に、20ページ、9款1項1目常備消防費から、23ページ、13款3項8目肉用繁殖牛集団特別導入事業基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

3番。

○3番（瀬川左一君） 22ページの生涯学習振興費の中で、発掘のほうで教えていただければと思いますが、あのバイパスの近くのほうで、農地なんかに非常に網がかかって、発掘のあれがあると思いますが、それは国がやるのか県がやるのか、町がやるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えします。場所によって違うのですけれども、もしも遺跡があった場合は町のほうで対応ということになっています。

○議長（田中正樹君） 3番。

○3番（瀬川左一君） 農地として、ナガイモとの連作障害で網がかかっているというのをわかりつつ農地を買って、ナガイモをつけたいのだけれども、発掘の網がかかってトレ

ンチャーかけられないということもあるみたいな人もおりますので、それについては、まず、ナガイモとの連作障害等の経過、作付の計画もありますので、それは例えば、町でやるとすると、どれくらいの年数かかって、どれくらいのあれでやるのかということも、例えばそういう人が行けば、そういう形で教えてくれるのかということで、予算の関係、国の関係もあるだろうけれども、その辺をお聞きしたい。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えいたします。

発掘調査についての経費なのですけれども、1平米当たり1万円程度かかります。よって、面積によっては1,000万円を超えるところもあります。また、ナガイモでやるとなれば、かなりの深さになりますので、遺構を傷つける可能性もありますので。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第64号

○議長（田中正樹君） 日程第12 議案第64号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第65号

○議長(田中正樹君) 日程第13 議案第65号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第66号

○議長(田中正樹君) 日程第14 議案第66号平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第67号

○議長(田中正樹君) 日程第15 議案第67号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 決算審査特別委員会審査報告

○議長(田中正樹君) 日程第16 議案第68号平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日の本会議において決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(瀬川左一君) 審査の結果を御報告いたします。

9月4日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第68号平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、9日、10日の二日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました委員会報告のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（田中正樹君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第17 報告第16号

○議長（田中正樹君） 日程第17 報告第16号平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

これより、質疑を行います。発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） よく見せていただきましたが、内容が非常に高度にわたっていますので、多岐にわたっているものですから、いつかの機会に、監査委員から、これの御説明を、勉強会を開いてもらいたい。大変貴重な資料です、相当時間もかかったと思うのですが、財政の根幹にかかわるものですから、いつの日か、次の予算議会の前に、これを御説明いただければ幸いです。議長に要望しておきますから、監査委員会のほうに申し入れをしていただきたい。

○議長（田中正樹君） わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終了します。

以上をもって、報告第16号平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第18 陳情第6号

○議長（田中正樹君） 日程第18 陳情第6号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求め

る陳情書についてを議題とします。

受理した請願は、お手元に配付した陳情文書のとおりです。

お諮りします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託の上、12月定例会までの閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第6号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書については、文教厚生常任委員会に付託の上、12月定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○日程第19 発議第4号

○議長(田中正樹君) 日程第19 発議第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおりですので、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件について採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

○日程第20 発議第5号

○議長(田中正樹君) 日程第20 発議第5号非核平和自治体宣言決議についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおりですので、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件について採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第5号非核平和自治体宣言決議は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 発議第6号

○議長(田中正樹君) 日程第21 発議第6号七戸町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおりですので、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定しました。

これより、本件について採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第6号七戸町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(田中正樹君) 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

なお、請願第6号及び第7号はお手元に配付の請願文書により、資料配付とします。

これをもって、平成20年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時00分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成20年9月11日

上北郡七戸町議会議長 田中正樹

議員 瀬川左一

議員 盛田恵津子